

(証券コード8771)

平成29年6月9日

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
eGuarantee イー・ギャランティ株式会社
代表取締役社長 江 藤 公 則

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席を賜りますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月23日（金曜日）午後6時必着にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月26日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急6階 プラネッツルームA
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項：1. 第17期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）計算書類報告の件
決議事項：第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.eguarantee.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、アメリカの金利上昇の影響や中国をはじめとするアジア新興国経済の先行きの影響等により、我が国の景気先行きについては依然として不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く環境を見ますと、当連結会計年度における企業倒産件数は8,153件となっており、前年同期比3.0%減少(帝国データバンク調べ)となるなど、依然として倒産は抑制されている状況にあります。

このような環境下、信用リスク受託ビジネスにおける裾野拡大を目指し、販路拡大に向けた施策を実行する一方で、1県1行の提携戦略のもと提携した全国50の地方銀行をはじめとする販売チャネルとの関係強化に取り組みました。また、企業倒産数の減少時期に対応したサービスや各企業の業務時間圧縮を目的とした業務プロセス改善志向の高まりに応じたサービスなどを提供すべく、コンサルティング営業を強化しました。

事業法人向け保証サービスに係る売上高は4,445,009千円(前年同期比3.8%増加)となりました。

金融法人向け保証サービスに係る売上高は131,991千円(前年同期比4.5%減少)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高4,577,000千円(前年同期比3.5%増加)、営業利益2,119,519千円(前年同期比15.9%増加)、経常利益2,152,794千円(前年同期比15.9%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益1,335,754千円(前年同期比20.2%増加)となりました。また、当連結会計年度末における保証残高は、前連結会計年度末に比べ14.2%増加し、298,778,064千円となりました。

商品別売上高

(単位：千円)

区 分 別	期 別		第17期 (当連結会計年度)	
	第16期 自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日		自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
事業法人向け保証サービス	4,284,107	96.9%	4,445,009	97.1%
金融法人向け保証サービス	138,220	3.1%	131,991	2.9%
計	4,422,327	100.0%	4,577,000	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は62,592千円であります。その主な内訳は、基幹システム更新及びその周辺ツール開発による支出55,747千円でありま
す。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第14期	第15期	第16期	第17期
	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	(当連結会計年度) 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売 上 高	3,737,413	4,064,572	4,422,327	4,577,000
経 常 利 益	1,319,176	1,562,120	1,857,003	2,152,794
親会社株主に帰属 する当期純利益	706,106	904,650	1,111,643	1,335,754
1株当たり当期純利益	69円15銭	88円19銭	107円77銭	129円06銭
総 資 産	8,483,194	9,602,866	10,645,956	11,733,486
純 資 産	5,251,367	6,173,656	7,109,915	8,275,593

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式のうち、連結貸借対照表上自己株式として表示している「E S O P 信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、普通株式の期中平均株式数に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第14期	第15期	第16期	第17期
	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売 上 高	3,782,783	4,080,949	4,487,221	4,822,412
経 常 利 益	1,199,968	1,441,880	1,723,532	1,962,485
当 期 純 利 益	712,121	898,776	1,113,096	1,341,586
1株当たり当期純利益	69円74銭	87円62銭	107円91銭	129円63銭
総 資 産	7,523,419	8,526,149	9,519,700	10,688,420
純 資 産	4,482,805	5,192,127	6,062,746	7,174,531

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式のうち、貸借対照表上自己株式として表示している「E S O P 信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、普通株式の期中平均株式数に含めております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、多様な信用リスクの受託を低価格で実現し、信用リスクの受託という金融サービス分野の裾野を拡大すると同時に、より高額な信用リスクやより複雑な信用リスクの受託を可能にすることで当社グループの収益性と競争力を維持し、成長していくことに主眼を置いております。当社グループが信用リスクの高い多様な債権のリスクを低価格で受託するためには、リスクを回避したいと考えている多くの企業(金融機関等を含む)から信用リスクを受託し、一方で信用リスクを引受けて利益を得たいと考えている金融機関等に対して流動化(リスク移転)という形で投資機会を提供する必要があります。そのためには、顧客企業から引き受けるリスクに応じて保証料率を細かく設定するなど、柔軟に信用リスク受託を行うことや、引受けたリスクについてスムーズなリスク移転を図るといったマーケットメイク機能の強化が求められています。

さらに、信用リスクを委託する側は「少数に集中した、複雑なリスク」をヘッジしたいと考えます。一方、リスク移転先となる金融機関等が引受けたいと考えるリスクは「一定以上の保証規模があり事業として魅力的な収益量が十分に確保でき、かつ多数に分散された、単純なリスク」です。当社グループの役割は、この両者のギャップを埋めることであります。当社グループは、「信用リスクをヘッジしたい契約先(顧客)」と「信用リスクを投資機会として捉え、信用リスクを引受けたいと考えるリスク移転先」のギャップを埋める役割において、一部の信用リスクについては自己保有を行いながら事業規模の拡大を図っていく方針であります。

また、信用リスクの更なる分散により、高額なリスクや複雑なリスクに対する合理的な保証料での保証サービスの提供や、信用度の低い企業に対する信用リスク受託が可能となり、当社の競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現できると考えております。

当社グループは、これらの機能強化と業容拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

① 信用リスク受託規模拡大のための販売網拡充

マーケットメイク機能の向上という目的のもと、分散に耐えうる大量の信用リスクを契約先から受託するため、販売網を拡大することにより信用リスクの受託規模拡大を図ります。当社グループは現状、本事業分野において先行者メリットを有しており、幅広い販売網を構築していることが競争力の源泉の一つになっていると考えております。そのため、既存提携先との関係を更に深めるとともに、今後も積極的に提携先の拡大による全国的な販売網拡充に取り組めます。

② 売掛債権以外の多様な事業法人向け信用リスク受託の強化

当社グループは企業向け信用リスクの受託事業に特化し、債権の法的分析や業界慣習への精通など専門性を高めることで、売掛債権に比べ債権の成立時期や金額の確定が複雑で困難な各種債権(建設受託等の請負債権、長期債権、店舗保証金の返還請求権、輸出債権など)の信用リスク受託に積極的に取り組み、付加価値の高い信用リスク受託を目指します。

③ 金融法人向け保証サービスの強化

金融機関等が企業向けに金融サービスを提供する際に取得する各種金融債権の信用リスク受託を強化します。同時に金融機関が持つ金融債権の信用リスク受託を通じて当社グループの販売網を実質的に拡大したいと考えております。金融債権の保証分野は売掛債権や手形の買取り・債権流動化による早期資金化ビジネス、融資にかかるリスク受託あるいは売掛債権保証事業等を行う場合のリスクヘッジを行うものであります。当社グループはオーダーメイドで債権債務関係が複雑なリスクに対応できる強みを発揮し、金融機関等の顧客基盤及びブランド力を活用することで、スピーディーな事業拡大を図ります。

また、インターネット決済やIT技術を使った新たな金融サービスに関わるリスク受託も行っていくことで、将来の成長分野に対する取組みを強化していく方針であります。

④ 契約更改率の維持向上

当社のビジネスモデルはストック型であり、新規契約の獲得とともに既契約の維持が課題となっております。従いまして、保証機能以外の付加価値を高めることや、顧客満足度の向上に取り組んでいくとともに更新契約を管理する専門部署を設置するなど契約更新率の維持向上を図ってまいります。

⑤ 審査情報データベースの拡充による審査力強化

保証規模の拡大及び販路拡大を通じて審査情報の収集力を高め審査情報データベースを拡充し、引き続き積極的な信用リスク受託を行うとともに、リスク移転先にとって定量化しやすい投資機会を提供できるよう努めます。また、従来保証を使っていなかった顧客層にもアプローチするため、より低価格での信用リスク受託に取り組みます。そのために、審査力を更に強化し、引受けた信用リスクの度合いに合わせてセグメント化した価格体系の導入に取り組んでまいります。

さらに、日々増大する信用関連情報のデータベースを活用し、システムにより倒産確率を自動計算することで個社毎に精緻な倒産確率を算出するなど、審査業務の自動化を推進してまいります。

⑥ 流動化手法の多様化

現在当社グループは、受託したリスクについて従来の金融機関に限らずファンドなど幅広くリスク移転先を確保し、リスク移転手法を多様化しております。今後も更なる流動化先の多様化に取り組むべく、新たなリスク移転先を開拓することで、安定したリスクの受託及び流動化体制の構築に努めてまいります。

⑦ ビジネスプロセスの高度化

独自に算出した業種毎や個社毎の倒産確率を活用し、リスクセグメントや様々な諸条件に合わせた最適な流動化先の選定業務を自動で行えるよう流動化先選定プロセスのシステム化を推進し、更なる流動化手法の精緻化・最適化を実現します。これにより、信用リスクの受託・分析・審査・流動化という一連のビジネスプロセスの高度化を図ります。

⑧ 人材の登用、育成

企業規模の拡大に対応できるよう経営人材の確保に努めるとともに、保証事業の周辺分野への参入や複雑で多様なリスクの引受けに取り組める体制を整えるべく、社内外から優秀な人材を積極的に登用してまいります。そのため、急速な増員の中でも金融事業を行う上で必要となる高い専門性を維持向上すべく、社員教育をさらに強化し、高度かつ多様な人材の育成に取り組む方針であります。

⑨ バックオフィス業務の強化

信用リスク受託規模の拡大に対応するため、グループ会社を有効活用し、契約関連事務やデータ登録業務などの各種事務作業をアウトソーシングするなど業務効率化を推進するとともに、営業関連事務の効率化を図るべくミドルオフィスを設置するなど、信用リスクの受託・流動化事業に伴う事務の取扱いに関する専門性を高めてまいります。また、システム開発を強化し、各種業務のシステム化を推進していくことでバックオフィス業務の強化に取り組んでまいります。

(10) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

区分	事業内容
事業法人向け保証サービス	売掛債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権未回収リスクを受託するサービス
金融法人向け保証サービス	金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを受託するサービス

(11) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

本 社：東京都港区

支 店：大阪（大阪市）、北海道（札幌市）、名古屋（名古屋市）、九州（福岡市）

(12) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
129名	13	31.3歳	4.5年

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
122名	16	31.1歳	4.3年

(注) 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

(13) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は 出資金	当社の 出資比率	主要な事業内容
イー・ギャランティ・ソリューション株式会社	10,000千円	100%	契約関連業務及びデータ登録業務など各種事務業務の受託
アールジー保証株式会社	100,000千円	80%	小口売掛債権の保証サービス
クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合（注）1	800,000千円	50%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・インベストメント1号匿名組合（注）2	360,000千円	65%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・ギャランティ1号匿名組合（注）3	300,000千円	51%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・ギャランティ2号匿名組合（注）4	100,000千円	55%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）

(注) 1. 当該匿名組合は、クレジット・リンク・ファンド1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が50%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。

2. 当該匿名組合は、クレジット・インベストメント1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が65%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。
3. 当該匿名組合は、クレジット・ギャランティ1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が51%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。
4. 当該匿名組合は、クレジット・ギャランティ2号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が55%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。

(14) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	5,530千円

(注) 従業員インセンティブプラン「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「E S O P信託」といいます。）の導入のために設定された専用信託口が、当社株式を取得するための原資として借入を行っております。当社と信託口は一体であるとする会計処理をしているため、ここに記載しております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,680,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,524,600株（自己株式160株を含む。）
- (3) 株主数 4,268名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	2,559,200株	24.3%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,140,600株	10.8%
株 式 会 社 帝 国 デ ー タ バ ン ク	717,600株	6.8%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	616,700株	5.8%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	563,800株	5.3%
株 式 会 社 エ ス ・ テ ィ ・ テ ィ ・ デ ー タ	360,000株	3.4%
江 藤 公 則	347,200株	3.2%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES	255,000株	2.4%
THE BANK OF NEW YORK	229,100株	2.1%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	175,200株	1.6%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（160株）を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）には、E S O P 信託による当社株式 527,100株を含んでおります。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価等として交付された新株予約権の状況

回次 (1株当たりの発行価額) (1株当たりの行使価額)	権利行使期間	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類及び数	保有者数
第7回 (6円) (382円)	平成24年3月15日 ～平成34年3月14日	10個	普通株式 2,000株	1名
第8回 (35円) (2,505円)	平成26年1月14日 ～平成31年1月13日	999個	普通株式 99,900株	4名
第9回 (1,692円) (1円)	平成26年7月12日 ～平成56年7月11日	80個	普通株式 8,000株	4名
第10回 (2,012円) (1円)	平成27年7月11日 ～平成57年7月10日	130個	普通株式 13,000株	4名
第11回 (10円) (2,546円)	平成29年5月15日 ～平成37年5月14日	2,700個	普通株式 270,000株	4名
第12回 (60円) (2,546円)	平成31年5月15日 ～平成39年5月14日	1,769個	普通株式 176,900株	4名

(注) 1. 社外取締役及び社外監査役に付与した新株予約権はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価等として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

回次 (1株当たりの発行価額) (1株当たりの行使価額)	権利行使期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	保有者数
第11回 (10円) (2,546円)	平成29年5月15日 ～平成37年5月14日	300個	普通株式 30,000株	3名
第12回 (60円) (2,546円)	平成31年5月15日 ～平成39年5月14日	3,231個	普通株式 323,100株	86名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
江藤公則	代表取締役社長	
唐津秀夫	取締役執行役員 経営企画部長	
永井譲次	取締役執行役員 営業部門長	
邨井望	取締役執行役員 経営管理部長	
永沢良一	取締役	
山本和洋	取締役	伊藤忠商事株式会社 金融・保険部門 保険ビジネス部長代行
山内稔彦	常勤監査役	
山岡信一郎	監査役	株式会社ヴェリタス・アカウンティング代表取締役社長 山岡法律会計事務所パートナー
笠浩久	監査役	東京八丁堀法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役永沢良一氏及び山本和洋氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役山内稔彦氏、山岡信一郎氏及び笠浩久氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役山岡信一郎氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役永沢良一氏及び山本和洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社は、監査役山内稔彦氏、山岡信一郎氏及び笠浩久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 常勤監査役松本清氏は平成28年6月28日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額は次のとおりであります。

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	92,671千円 (6,177千円)	(注)1、2
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	12,029千円 (10,083千円)	
計 (うち社外役員)	10名 (5名)	104,700千円 (16,260千円)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役（3名）の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額13,078千円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山本和洋氏は伊藤忠商事株式会社の金融・保険部門 保険ビジネス部長代行を務めております。同社は、当社発行済株式の総数の24.3%を保有しており、その他の関係会社に該当しております。

監査役山岡信一郎氏は株式会社ヴェリタス・アカウンティングの代表取締役社長及び山岡法律会計事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役笠浩久氏は東京八丁堀法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
 該当事項はありません。

- ④ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	永 沢 良 一	当該事業年度開催の取締役会には、14回中14回全てに出席し、企業の信用調査に関する豊富な知識や経験から必要な発言を行っております。
社外取締役	山 本 和 洋	当該事業年度開催の取締役会には、14回中14回全てに出席し、国内外の保険事業に関する豊富な知識や経験から必要な発言を行っております。
社外監査役	山 内 稔 彦	当該事業年度開催の取締役会には、14回中14回全てに出席し、保険事業に関する豊富な知識や経験から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、17回中17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	山 岡 信一郎	当該事業年度開催の取締役会には、14回中14回全てに出席し、公認会計士としての専門的知見から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、17回中17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	笠 浩 久	当該事業年度開催の取締役会には、14回中14回全てに出席し、弁護士としての法的な視点及び幅広い見識から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、17回中17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	17,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、会計監査人の過年度の実績をも踏まえ、当事業年度の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、相当と判断し、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を致しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。
- ② その他監査役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条に則り会計監査人の解任又は不再任を株主総会への提出議案といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、平成18年5月開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、その後一部を改訂いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) コーポレートガバナンス

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- ③ 取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。
- ④ 社長直轄の内部監査室を設置して、定期的を実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているかを調査・検証する。また、その監査結果については社長に報告する。
- ⑤ 監査役は独立した立場から、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(ii) コンプライアンス

- ① 社長が任命したコンプライアンス責任者を中心に、「コンプライアンス・プログラム」に従ったコンプライアンスの推進・教育・研修の実施等により、役員及び使用人のコンプライアンス意識の周知徹底及び維持・向上を図る。

- ② 当社の事業に関連する法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。
 - ③ 通報者の保護を徹底した通報・相談システム（社内及び社外の相談窓口）を充実する。
 - ④ 当社は反社会的勢力と絶対につき合わないという代表取締役の信念のもと、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することにより、関係を一切遮断する。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、経営管理部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応することにより、いかなる利益供与も行わない。
- (iii) 財務報告の適正性確保のための体制
- ① 財務報告の適正性・信頼性確保のため、別途定める「内部統制基本計画書」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - ② 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 取締役は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。
 - (ii) 情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報管理に関する規則・基準等を定めて適切に対応する。
 - (iii) 取締役及び監査役がいつでも上記の情報を閲覧できるよう整備する。
 - (iv) 取締役は使用人に対し「文書管理規程」等に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程・基準を整備し、平時における事前予防体制構築に取り組む。
 - (ii) 具体的には、顧客への与信及び保証限度の設定については規程及びマニュアルを整備しリスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組む。

- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の効率的な職務執行を確保するため、原則として月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - (ii) 「組織規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備することにより、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
 - (iii) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進する。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署長が当社における子会社管理責任者として当該子会社の経営を指導・管理する義務を負う。
 - (ii) 子会社管理規程を制定し、子会社管理責任者を通じ、一定の事項について当社の必要な職務権限を有する者による事前承認を求め、又は報告することを義務付ける。また、当社基本方針に基づき、適正な法令遵守体制とリスク管理体制を確立する。
- (イ) 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者（(ハ) (ニ)において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 子会社の取締役会に当社役員が出席することにより、業務執行報告を受け、取締役の職務の執行状況を確認する。
- (ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社の子会社管理規程において、子会社の経営に関する事項・資本政策・決算・役員人事・財務・事業企画・システム開発・その他重要事項などを当社の経営会議による事前承認事項とし、会計監査人の監査報告を当社の経営会議への報告事項と定めるなど、当社グループ全体でのリスク管理体制を整備する。
- (ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ業務の執行状況について定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について当社の経営会議で事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- (ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社は「経営理念」「行動規範」を経営の基本として策定し、当社および子会社はその規模や特性に応じて適切なコンプライアンス体制を構築する。これを実践するため「コンプライアンス・プログラム」に基づき、法令・定款の遵守を図る。

- (f) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (i) 当社の現状を勘案し、当面特定の監査役補助使用人を設置しないものの、監査役が必要と認めた場合は、取締役と協議の上、使用人を監査役の補助にあたらせることとする。
- (g) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 監査役を補助すべき使用人の監査役補助業務遂行においては、取締役・内部監査室長等の指揮命令は受けないこととする。また取締役はその独立性に関し、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。
 - (ii) 監査役補助使用人の人事事項については常勤監査役の意見を尊重する。
- (h) 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査役補助使用人は、監査役の指示に従い、自らあるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析等を行わなければならない。
- (i) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (イ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (i) 監査役は、取締役会はもとよりその他経営会議等重要会議に出席することにより経営上の重要事項・業務執行状況等について報告を受ける体制とする。
 - (ii) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告する。
 - (iii) 監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行う。
 - (iv) 使用人は、監査役に対し直接報告できるものとする。
 - (ロ) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - (i) 監査役は、子会社取締役会に陪席すること等により経営上の重要事項・業務執行状況等に関する実情を把握する。
 - (ii) 子会社管理規程があり、これに則って必要な報告を受ける。
 - (iii) 子会社役員は、必要の都度、監査役に対し直接報告できるものとする。

- (j) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
 - (i) 監査役は、通報内容の機密保持を保障する。
 - (ii) 必要に応じ、内部情報提供制度（ホットライン）規程等に準じ適切な措置を講ずる。

- (k) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (i) 監査役は、独立した立場での監査活動を確保するため、監査役がその職務の執行について会社に対して、上記を請求したときは、会社は当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。
 - (ii) 監査役会は、職務遂行上必要な費用について、審議のうえ予算を作成し、会社側担当部署に伝える。また臨時、緊急時の費用については所要の手続きをとる。

- (l) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 代表取締役と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的会合を持つ。
 - (ii) 内部監査室は監査役との密接な連携を保ち、監査役監査の実効性確保を図る。
 - (iii) 監査役会は、当社の会計監査人から会計監査内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
 - (iv) 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) コンプライアンス責任者を任命し、コンプライアンスに関する事例の報告を実施することで、コンプライアンスの重要性を共有する機会を維持するとともに、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の周知徹底を図っております。

- (ii) 内部情報提供制度（ホットライン）規程を定め、社内（コンプライアンス責任者）及び社外（顧問弁護士）の相談窓口を明確にしております。
 - (iii) 定例及び臨時の内部監査を活用して、財務報告に係る内部統制を含む全社レベルでの内部統制システムを継続的に評価し、改善を図っております。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び文書管理規程等に基づき、定められた期間保存しております。
 - (ii) 情報の管理については、情報管理規程、関連規則及びマニュアルにおいて情報管理の指針と遵守すべき具体的な事項が示されております。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 経営会議の下部組織としてリスク管理委員会が設置され、当社事業における信用リスク引受け・流動化に関して、リスクマネジメントの観点より、効率良く迅速かつ適切に方針決定・意思決定を実施する体制が整備されております。
 - (ii) 与信管理規程、リスク移転に関する業務手続規程及び流動化マニュアル等、リスク管理に関連する規程・基準・マニュアルを整備し運用の徹底を図っております。
 - (iii) 基準・マニュアル類については四半期に一度の見直しをルール化することで規程及びマニュアルを整備し、リスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取組んでおります。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 組織規程、職務権限規程等、各種社内規程を整備することにより、取締役の職務権限と担当業務を明確にすることで意思決定の迅速化や業務執行の効率化を図っております。
 - (ii) 機動的な戦略の実行及び執行責任を明確化することを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 子会社管理規程によって子会社の管理に関する指針が明確にされており、子会社の運営管理に関する事項、月次決算及び予実管理に関しては当社経営会議にて報告され、レビューされております。
 - (ii) 子会社の取締役会に当社役員が出席し、報告される業務執行内容について

毎月レビューするとともに、重要案件については当社の経営会議で事前に協議を行っております。

- (f) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (i) 監査役求めに応じ、監査役職務を補助するための使用人を選任するための体制が整備されております。
 - (ii) 当該使用人の人事事項は、監査役意見を尊重して決定され、また当該使用人は監査役指揮命令のみに従うことで、独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する体制が整備されております。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (i) 取締役会、経営会議、代表取締役との会合及び内部監査報告会への出席を通じて経営上の重要事項に関する報告を受ける体制を整備しております。
 - (ii) 経営会議規程に基づき、各決議事項・報告事項等の必要事項が監査役へ報告されております。また、監査役は、子会社の取締役会に必要に応じて陪席しており、経営上の重要事項・業務執行状況等を把握しております。
 - (iii) 使用人が監査役会に直接報告することができるよう監査役会規程を整備しております。
- (h) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
 - (i) 監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないよう内部情報提供制度（ホットライン）規程を整備しております。
- (i) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (i) 監査費用請求権については、監査役会規程により確保されております。
 - (ii) 監査役会規程の定めにより、監査役会において必要な費用の予算が確保される体制を整備しております。
- (j) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査役会規程において代表取締役と定期的な会合を持つことが定められており、定期的な会合が開催されております。
 - (ii) 四半期毎に会計監査人との会合により当社の会計監査内容についての説明を受けるとともに、適宜、財務報告に係る内部統制についての会計監査人との意見交換会に出席し、必要な情報を得ております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 事業報告中の金額表示は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,809,111	流動負債	3,342,609
現金及び預金	6,627,637	買掛金	3,714
売掛金	34,518	1年内返済予定の 長期借入金	5,530
有価証券	300,000	未払法人税等	326,333
前払費用	1,526,048	前受金	2,389,437
繰延税金資産	117,089	保証履行引当金	128,551
未収入金	8,427	賞与引当金	60,000
その他	195,389	その他	429,043
固定資産	2,924,375	固定負債	115,282
有形固定資産	529,768	長期未払金	115,282
建物	341,898	負債合計	3,457,892
車両運搬具	0	(純資産の部)	
器具及び備品	29,619	株主資本	7,092,271
土地	158,251	資本金	1,515,607
無形固定資産	93,403	資本剰余金	925,607
ソフトウェア	93,403	利益剰余金	4,889,190
投資その他の資産	2,301,202	自己株式	△238,132
投資有価証券	2,100,000	新株予約権	72,934
長期前払費用	881	非支配株主持分	1,110,387
繰延税金資産	2,844	純資産合計	8,275,593
敷金保証金	197,476	負債・純資産合計	11,733,486
資産合計	11,733,486		

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,577,000
売 上 原 価		794,050
売 上 総 利 益		3,782,950
販売費及び一般管理費		1,663,431
営 業 利 益		2,119,519
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,355	
有 価 証 券 利 息	25,942	
そ の 他	1,976	33,275
経 常 利 益		2,152,794
税金等調整前当期純利益		2,152,794
法人税、住民税及び事業税	591,487	
法 人 税 等 調 整 額	41,916	633,404
当 期 純 利 益		1,519,390
非支配株主に帰属する 当 期 純 利 益		183,636
親会社株主に帰属する当期純利益		1,335,754

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,481,075	891,075	3,905,215	△246,037	6,031,327
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株 予約権の行使)	34,532	34,532			69,064
剰余金の配当			△351,778		△351,778
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,335,754		1,335,754
自己株式の売却				7,904	7,904
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	34,532	34,532	983,975	7,904	1,060,943
当 期 末 残 高	1,515,607	925,607	4,889,190	△238,132	7,092,271

(単位：千円)

	新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	27,924	1,050,662	7,109,915
当 期 変 動 額			
新株の発行(新株 予約権の行使)			69,064
剰余金の配当			△351,778
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,335,754
自己株式の売却			7,904
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	45,010	59,724	104,734
当 期 変 動 額 合 計	45,010	59,724	1,165,678
当 期 末 残 高	72,934	1,110,387	8,275,593

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社名

イー・ギャランティ・ソリューション株式会社

アールジー保証株式会社

クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合

クレジット・インベストメント1号匿名組合

クレジット・ギャランティ1号匿名組合

クレジット・ギャランティ2号匿名組合

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法適用の範囲の変更

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合、クレジット・インベストメント1号匿名組合、イー・ギャランティ・ソリューション株式会社及びアールジー保証株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

連結子会社クレジット・ギャランティ1号匿名組合及びクレジット・ギャランティ2号匿名組合の決算日は、それぞれ9月末日及び2月末日であります。連結計算書類を作成するに当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）

(ロ) デリバティブ

クレジット・デフォルト・スワップ

時価のないもの……………債務保証に準じた処理

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産……………定額法または定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～47年

車両運搬具 4年

器具及び備品 3～15年

(ロ) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 保証履行引当金……………保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を引当計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

6. 追加情報

(従業員持株会支援信託E S O P)

(1) 取引の概要

当社は、平成24年7月10日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託E S O P」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決定し、同年7月31日に信託契約を締結いたしました。

当社は、従業員に対して業績向上のインセンティブを付与することにより、当社の株価や業績に対する従業員の意識をより一層高めることで中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、本制度を導入いたしました。

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan)を参考に、従業員持株会と信託を組み合わせることで、我が国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであります。

当社がイー・ギャランティ従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後一定期間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じた場合には、当社が負担いたします。

当社株式の取得及び処分については、当社と信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については連結貸借対照表及び連結損益計算書に含めて計上しております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額
前連結会計年度 245,979千円、当連結会計年度 238,075千円
- ② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上して
おります。
- ③ 期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数 前連結会計年度 544,600株、当連結会計年度 527,100株
期中平均株式数 前連結会計年度 553,069株、当連結会計年度
536,254株
- ④ ③の株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めている
か否か
期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する
自己株式に含めておりません。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 142,052千円 |
| 2. 売掛債権保証サービスに係る保証債務 | 295,089,150千円 |
| 買取債権保証サービスに係る保証債務 | 3,688,915千円 |

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。

なお、これに係る保証債務のうち売掛債権保証サービスに係る保証債務254,875,160千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。

- | | |
|---------|--|
| 3. 前払費用 | 主として当社が再保証委託先に支払う保証料（支払保証料）及び代理店に支払う紹介料（諸手数料）に係わる前払相当額であります。 |
| 4. 前受金 | 当社が保証契約先から受け取る保証料に係わる前受相当額であります。 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数及び自己株式の株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株) (注) 1	10,346,600	178,000	—	10,524,600
合計	10,346,600	178,000	—	10,524,600
自己株式				
普通株式(株) (注) 2	544,760	—	17,500	527,260
合計	544,760	—	17,500	527,260

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加178,000株は、ストック・オプションの行使による増加であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少17,500株は、信託口から従業員持株会への売却による減少であります。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式のうち、連結貸借対照表上自己株式として表示している「E S O P信託」の導入により同信託口が所有する当社株式(当連結会計年度期首544,600株、当連結会計年度末527,100株)については、上記自己株式の普通株式数に含めております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年 6月28日 定時株主総会	普通株式	351,778千円	利益剰余金	34円	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日

- (注) 配当金の総額には、「E S O P信託」の信託口に対する配当金18,516千円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議 (予定)	株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年 6月26日 定時株主総会	普通株式	420,977千円	利益剰余金	40円	平成29年 3月31日	平成29年 6月27日

(注) 配当金の総額には、「E S O P信託」の信託口に対する配当金21,084千円を含んでおります。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高 (千円)
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会 計年度末	
ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	72,934
合計	—	—	—	—	—	72,934

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金及び長期にわたる投資に必要な資金についてすべて自己資金にて調達しております。また、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は国債及び格付けがA格以上の社債等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、貸倒れの発生頻度は極めて低くなっております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について経営管理部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。

満期保有目的の債券は、国債及び格付けがA格以上の社債等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(イ) 現金及び預金	6,627,637	6,627,637	—
(ロ) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,400,000	2,416,682	16,682
資産計	9,027,637	9,044,319	16,682

上記のほか、保証債務があります。保証債務については、期末時点に存在する契約上の保証料と、期末時点に存在する契約につき期末時点で同様の新規契約を実行すると仮定した場合に想定される保証料との差額を割り引いて算定した現在価値を時価としておりますが、当連結会計年度末においては契約上の保証料と、新規契約を実行した場合に想定される保証料とはほぼ近似しているため、上記に記載しておりません。なお、当社が保証契約先から受取る保証料に係る前受金として期末時点で2,389,437千円計上されています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(イ) 現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(ロ) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	673円89銭
2. 1株当たり当期純利益	129円06銭

(注)「従業員持株会信託口」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めておりません(前連結会計年度544,600株、当連結会計年度527,100株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません(前連結会計年度553,069株、当連結会計年度536,254株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,267,563	流動負債	3,398,606
現金及び預金	4,257,761	買掛金	60,216
売掛金	33,126	1年内返済予定の 長期借入金	5,530
有価証券	300,000	未払金	135,746
前払費用	1,524,562	未払費用	29,764
繰延税金資産	67,544	未払法人税等	324,857
未収入金	74,454	前受金	2,382,788
その他	10,113	保証履行引当金	59,648
固定資産	4,420,856	賞与引当金	60,000
有形固定資産	528,938	その他	340,054
建物	341,898	固定負債	115,282
車両運搬具	0	長期未払金	115,282
器具及び備品	28,789	負債合計	3,513,888
土地	158,251	(純資産の部)	
無形固定資産	110,238	株主資本	7,101,597
ソフトウェア	110,238	資本金	1,515,607
投資その他の資産	3,781,678	資本剰余金	925,607
投資有価証券	2,100,000	資本準備金	925,607
関係会社株式	90,100	利益剰余金	4,898,516
その他の関係会社有価証券	1,363,358	その他利益剰余金	4,898,516
長期前払費用	881	繰越利益剰余金	4,898,516
繰延税金資産	29,862	自己株式	△238,132
敷金保証金	197,476	新株予約権	72,934
資産合計	10,688,420	純資産合計	7,174,531
		負債・純資産合計	10,688,420

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,822,412
売 上 高		
売 上 原 価		
支 払 保 証 料	1,206,525	
諸 手 数 料	292,991	
保 証 履 行 引 当 金 繰 入 額	398	1,499,915
売 上 総 利 益		3,322,496
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,624,019
営 業 利 益		1,698,477
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,226	
有 価 証 券 利 息	25,942	
匿 名 組 合 出 資 利 益	226,545	
そ の 他	8,392	264,107
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	98	98
経 常 利 益		1,962,485
税 引 前 当 期 純 利 益		1,962,485
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	589,701	
法 人 税 等 調 整 額	31,197	620,899
当 期 純 利 益		1,341,586

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,481,075	891,075	891,075
当 期 変 動 額			
新株の発行(新株 予約権の行使)	34,532	34,532	34,532
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の売却			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	34,532	34,532	34,532
当 期 末 残 高	1,515,607	925,607	925,607

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	3,908,708	3,908,708	△246,037	6,034,821	27,924	6,062,746
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株 予約権の行使)				69,064		69,064
剰余金の配当	△351,778	△351,778		△351,778		△351,778
当期純利益	1,341,586	1,341,586		1,341,586		1,341,586
自己株式の売却			7,904	7,904		7,904
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					45,010	45,010
当 期 変 動 額 合 計	989,807	989,807	7,904	1,066,775	45,010	1,111,785
当 期 末 残 高	4,898,516	4,898,516	△238,132	7,101,597	72,934	7,174,531

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

(イ)満期保有目的債券……………償却原価法(定額法)

(ロ)関連会社株式……………移動平均法による原価法

(ハ)その他の関係会社有価証券

匿名組合出資金……………匿名組合が獲得した純損益の持分相当額について、営業外収益又は費用に計上するとともに、同額を匿名組合出資金に加減しております。

(2) デリバティブ

クレジット・デフォルト・スワップ

時価のないもの……………債務保証に準じた処理

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産……………定額法または定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～47年

車両運搬具 4年

器具及び備品 3～15年

(2)無形固定資産……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1)保証履行引当金……………保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。

(2)賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を引当計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

6. 追加情報

(従業員持株会支援信託E S O P)

従業員持株会支援信託E S O Pに関する注記については、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 139,171千円

2. 売掛債権保証サービスに係る保証債務 295,089,150千円

買取債権保証サービスに係る保証債務 3,688,915千円

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。買取債権保証サービスに係る保証債務は当社が実際に引受けしている保証債務の残高を記載しております。

なお、これに係る保証債務のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務288,429,418千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。

3. 関係会社に対する金銭債権債務 未収入金 67,615千円

その他流動資産 3,154千円

買掛金 55,858千円

未払金 5,841千円

その他流動負債 90,026千円

4. 取締役・監査役に対する金銭債務
(役員退職慰労未払金) 115,282千円

5. 前払費用 主として当社が再保証委託先に支払う保証料
(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手
数料)に係わる前払相当額であります。

6. 前受金 当社が保証契約先から受け取る保証料に係わる
前受相当額であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	336,388千円
売上原価	718,127千円
販売費及び一般管理費	31,601千円
営業取引以外の取引	802千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株) (注)	544,760	—	17,500	527,260
合計	544,760	—	17,500	527,260

(注) 1. 普通株式の自己株式数の減少17,500株は、信託口から従業員持株会への売却による減少であります。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式のうち、貸借対照表上の自己株式として表示している「E S O P信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、上記自己株式の普通株式数に含めております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

賞与引当金	18,516千円
保証履行損失	12,527千円
保証履行引当金	18,407千円
その他	23,214千円
計	72,665千円

繰延税金負債(流動)

未収還付事業税	△3,828千円
立替金等	△1,291千円
計	△5,120千円
繰延税金資産(流動)純額	67,544千円

繰延税金資産(固定)

長期末払金	35,299千円
匿名組合出資金	27,018千円
その他	2,844千円
計	65,162千円
評価性引当額	△35,299千円
差引	29,862千円

繰延税金資産合計

97,407千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因	
法定実効税率	30.86%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.49%
住民税均等割	0.39%
その他	△0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.64%</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	伊藤忠商事㈱	(被所有)直接24.3	兼務1名 売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)	33,734 (1,693,500)	前受金	29,207

(注) 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

2. 子会社及び関連会社

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	クレジット ・リンク・ ファンド1 号匿名組合	直接50.0	売上債権の 被保証等	支払保証料 (被保証残高) (注) 1	275,324 (68,468,590)	買掛金	22,059
子会社	クレジット ・インバス トメント1 号匿名組合	直接65.3	売上債権の 被保証等	支払保証料 (被保証残高) (注) 1	170,909 (24,668,550)	買掛金	12,680
子会社	クレジット ・ギャラン ティ1号匿 名組合	直接51.0	売上債権の 被保証等	支払保証料 (被保証残高) (注) 1	172,915 (39,051,140)	買掛金	13,682
子会社	クレジット ・ギャラン ティ2号匿 名組合	直接55.0	売上債権の 被保証等	支払保証料 (被保証残高) (注) 1	94,003 (23,360,400)	買掛金	7,329
子会社	アールジー 保証㈱	直接80.1	売上債権の 保証等	受取保証料 (保証残高) (注) 2	28,621 (748,560)	売掛金	3,154

- (注) 1. 当社が受けている保証サービスによるものであります。また被保証残高については、当社が受けている保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
2. 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	伊藤忠プラスチック㈱	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	41,569 (9,103,000)	前受金	22,056
その他の関係会社の子会社	エネクスフリート㈱	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	42,331 (5,289,000)	前受金	16,797
その他の関係会社の子会社	シーアイマテックス㈱	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	26,836 (1,912,000)	売掛金	3,275
その他の関係会社の子会社	伊藤忠セラテック㈱	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	9,060 (1,672,000)	前受金	2,757
その他の関係会社の子会社	伊藤忠エネクス㈱	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	28,934 (1,481,500)	前受金	11,252
その他の関係会社の子会社	その他12社	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	69,359 (6,126,100)	前受金	39,976

(注) 当社の保証サービスの提供によるものであります。保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

4. 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	江藤公則	(被所有)直接3.2	当社代表取締役社長	ストックオプションの権利行使	67,232 (176千株)	—	—

(注) 取締役会(平成24年2月29日)の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

なお「取引金額」欄は当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 674円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 129円63銭 |

(注)「従業員持株会信託口」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めておりません(前事業年

度544,600株、当事業年度527,100株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません(前事業年度553,069株、当事業年度536,254株)。

(ストック・オプション等に関する注記)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
決議年月日	平成24年2月29日	平成25年12月27日	平成26年6月26日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名	当社取締役5名	当社取締役4名	当社取締役4名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 180,000株	普通株式 100,000株	普通株式 8,000株	普通株式 13,000株
付与日	平成24年3月15日	平成26年1月14日	平成26年7月11日	平成27年7月10日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)3	(注)3
対象勤務期間(注)4	—	—	—	—
権利行使期間(注)4	平成24年3月15日 ～平成34年3月14日	平成26年1月14日 ～平成31年1月13日	平成26年7月12日 ～平成56年7月11日	平成27年7月11日 ～平成57年7月10日

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
決議年月日	平成29年3月14日	平成29年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4名 当社従業員3名	当社取締役4名 当社従業員86名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 300,000株	普通株式 500,000株
付与日	平成29年3月30日	平成29年3月30日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間(注)4	—	—
権利行使期間(注)4	平成29年5月15日 ～平成37年5月14日	平成31年5月15日 ～平成39年5月14日

(注) 1. スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。なお、平成25年3月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

3. 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新

株予約権を行使することができるものとし、行使する場合は、保有するすべての新株予約権を一括して行使するものとする。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

4. 対象勤務期間と権利行使期間との重複期間については、権利が段階的に確定いたします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

(イ) ストック・オプションの数

	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
決議年月日	平成24年2月29日	平成25年12月27日	平成26年6月26日	平成27年6月25日
権利確定前				
期首(株)	—	100,000	—	—
付与(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—
未確定残(株)	—	100,000	—	—
権利確定後				
期首(株)	180,000	—	8,000	13,000
権利確定(株)	—	—	—	—
権利行使(株)	178,000	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
未行使残(株)	2,000	—	8,000	13,000

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
決議年月日	平成29年3月14日	平成29年3月14日
権利確定前		
期首(株)	—	—
付与(株)	—	500,000
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	500,000
権利確定後		
期首(株)	—	—
権利確定(株)	300,000	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	300,000	—

(注) 平成25年3月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(ロ) 単価情報

	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
決議年月日	平成24年2月29日	平成25年12月27日	平成26年6月26日	平成27年6月25日
権利行使価格(円)	382	2,505	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	6	35	1,692	2,012

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
決議年月日	平成29年3月14日	平成29年3月14日
権利行使価格(円)	2,546	2,546
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	10	60

(注) 平成25年3月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(第7回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

モンテカルロシミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

(イ) 株価変動率 62.50%

満期までの期間に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

(ロ) 予想配当利回り 3.28%

(ハ) 無リスク利子率 0.995%

満期までの期間に対応した償還年月日平成34年3月21日の超長期国債55の流通利回りを基準といたしました。

(第8回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

モンテカルロシミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

(イ) 株価変動率 60.05%

満期までの期間に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

- (ロ) 予想配当利回り 0.7%
- (ハ) 無リスク利子率 0.216%

満期までの期間に対応した償還年月日平成30年12月20日の長期国債298の流通利回りを基準といたしました。

(第9回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

- (イ) 株価変動率 65.58%

平成19年3月8日～平成26年7月11日(88ヶ月と4日間)の株価変動率から算定しております。

- (ロ) 予想残存期間 15年

- (ハ) 予想配当 22円/株

平成26年3月期の配当実績によっております。

- (ニ) 無リスク利子率 (役員) 0.972%

評価基準日における償還年月日平成41年6月20日の超長期国債111の国債のレートを採用いたしました。

(第10回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

- (イ) 株価変動率 62.68%

平成19年3月8日～平成27年7月10日(100ヶ月と3日間)の株価変動率から算定しております。

- (ロ) 予想残存期間 15年

- (ハ) 予想配当 28円/株

平成27年3月期の配当実績によっております。

- (ニ) 無リスク利子率 (役員) 0.818%

評価基準日における償還年月日平成42年6月20日の超長期国債118の国債のレートを採用いたしました。

(第11回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

モンテカルロシミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

(イ) 株価変動率 51.92%

満期までの期間に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

(ロ) 予想配当利回り 1.57%

(ハ) 無リスク利率 0.016%

満期までの期間に対応した償還年月日平成37年3月20日の長期国債388の流通利回りを基準といたしました。

(第12回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

モンテカルロシミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

(イ) 株価変動率 59.04%

満期までの期間に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

(ロ) 予想配当利回り 1.57%

(ハ) 無リスク利率 0.087%

満期までの期間に対応した償還年月日平成39年3月20日の超長期国債93の流通利回りを基準といたしました。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金拠出額

9,788千円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士 服部 一利 ㊞
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士 酒井 博康 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イー・ギャランティ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士 服部 一利 ㊞
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士 酒井 博康 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イー・ギャランティ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）に関する報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

イー・ギャランティ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	山内	稔彦	㊟	
	社外監査役	山岡	信一郎	㊟
	社外監査役	笠	浩久	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第17期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき40円
総額 420,977,600円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

現任の取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	えとう まさのり 江藤 公則 (昭和50年1月10日生)	平成10年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年9月 当社出向 当社ゼネラル・マネージャー兼営業統括部長 平成15年5月 当社経営企画室長兼営業部長 平成16年6月 当社取締役 平成17年4月 当社代表取締役社長 平成18年11月 当社に転籍 当社代表取締役社長（現任）	347,200株
2	からつ ひでお 唐津 秀夫 (昭和30年10月12日生)	昭和53年4月 株式会社三井銀行入行 平成10年4月 株式会社さくら銀行大口支店長 平成12年4月 株式会社さくら総合研究所企画部長 平成14年4月 株式会社三井住友銀行日本橋支店長 平成15年10月 同行お客さまサービス部長 平成18年4月 ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社代表取締役社長 平成19年6月 当社社外取締役就任 平成21年6月 当社社外取締役退任 平成22年4月 当社入社 平成22年5月 当社経営管理部長 平成22年6月 当社取締役執行役員経営管理部管掌兼経営管理部長 平成24年1月 当社取締役執行役員経営管理部長 平成25年4月 当社取締役執行役員営業一部長 平成27年4月 当社取締役執行役員営業第一部門長 平成28年1月 当社取締役執行役員経営企画部長（現任）	8,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	ながい じょうじ 永井 譲次 (昭和25年4月15日生)	昭和48年4月 株式会社埼玉銀行入行 昭和61年2月 埼玉ファイナンス・スイス株式 会社出向 平成3年4月 株式会社あさひ銀行熊谷西支 店長 平成6年4月 スイスあさひ銀行株式会社出向 平成9年4月 あさひ証券株式会社出向 平成11年4月 昭栄保険サービス株式会社出向 平成14年5月 昭栄保険サービス株式会社転籍 平成15年9月 日本ドレーク・ビーム・モリ ン株式会社入社 平成17年9月 株式会社アスク入社 平成17年12月 同社監査役 平成20年3月 当社入社 平成20年4月 当社内部監査室長 平成23年6月 当社取締役執行役員業務企画 部管掌 平成24年1月 当社取締役執行役員リスク管 理室長 平成24年5月 当社取締役執行役員営業部長 平成25年4月 当社取締役執行役員営業二部長 平成27年4月 当社取締役執行役員営業第三 部門長 平成28年1月 当社取締役執行役員営業部門 長 (現任)	5,700株
4	むらい のぞむ 邨井 望 (昭和54年11月2日生)	平成14年4月 エヌ・アイ・エフベンチャー ズ株式会社入社 平成19年1月 当社入社 平成19年4月 当社社長室長 平成21年4月 当社経営企画室長 平成21年7月 当社執行役員経営企画室長 平成25年4月 当社経営管理部長 平成25年6月 当社取締役執行役員経営管理 部長 (現任)	12,500 株
5	ながさわ りょういち 永沢 良一 (昭和17年1月1日生)	昭和42年10月 株式会社伊藤ヨーカ堂入社 昭和43年10月 株式会社帝国データバンク入社 昭和57年10月 同社神戸支店次長 昭和62年8月 同社神戸支店長 平成2年3月 同社調査第5部長 平成3年10月 同社総務部長 平成6年11月 同社営業部長 平成7年10月 同社調査第2部長 平成13年4月 同社取締役管理本部長 平成21年6月 当社社外取締役 (現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
6	<p style="text-align: center;">やまもと かげひろ 山本 和洋 (昭和43年10月16日生)</p>	<p>平成3年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年2月 Siam Cosmos Services Co.,Ltd. 出向 平成13年5月 伊藤忠保険サービス株式会社 出向 平成16年4月 Cosmos Services Co.,Ltd. 出向 平成16年7月 Cosmos Services Co.,Ltd. Director 平成19年7月 Cosmos Services Co.,Ltd. 平成20年6月 Cosmos Services Co.,Ltd. Managing Director 平成23年5月 伊藤忠商事株式会社 金融・ 保険事業部保険第二事業室長 当社社外取締役(現任) 平成23年6月 伊藤忠商事株式会社 物流・ 平成24年4月 伊藤忠商事株式会社 物流・ 保険ビジネス部保険ビジネス 第二課長 平成27年4月 伊藤忠商事株式会社 保険ビ ジネス部保険ビジネス第二課 長 平成28年4月 伊藤忠商事株式会社 金融・ 保険部門 保険ビジネス部長 代行 平成29年4月 伊藤忠商事株式会社 金融・ 保険部門長補佐(現任)</p>	—

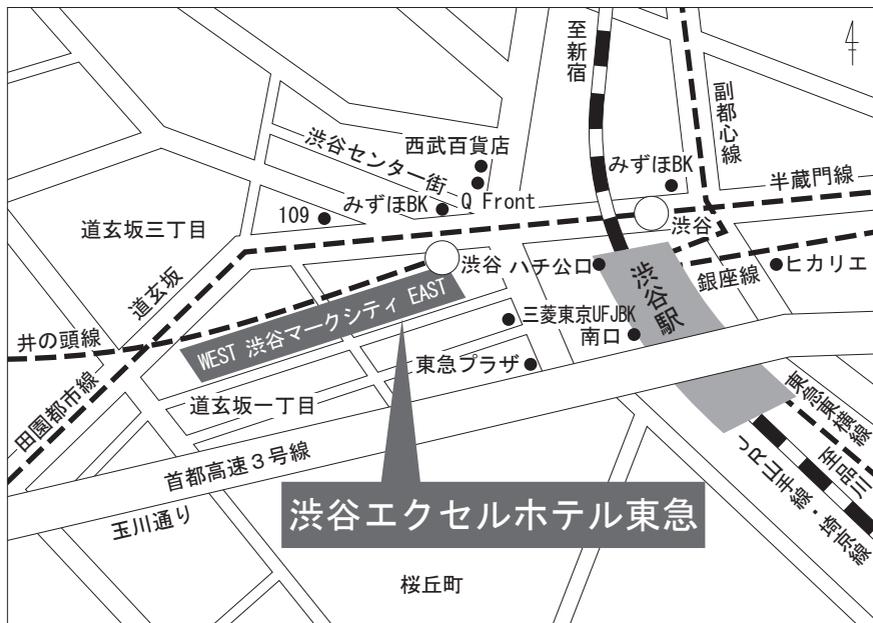
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永沢良一氏、山本和洋氏は社外取締役候補者であります。当社は、両氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者山本和洋氏は当社のその他の関係会社である伊藤忠商事株式会社金融・保険部門長補佐であります。
4. 各取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者江藤公則氏は、平成17年4月から代表取締役社長としての職責を担っており、経営に関する最高責任者としてリーダーシップを発揮しております。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。
- (2) 取締役候補者唐津秀夫氏は、金融機関での豊富な経験や経営者としての経験を有しており、当社事業をはじめとする保証事業の経営全般及び管理・運営に関する知見を有していることから、その経験や知見が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。
- (3) 取締役候補者永井譲次氏は、金融機関での豊富な経験を有しており、当社事業をはじめとする保証事業の経営全般及び管理・運営に関する知見を有していることから、その経験や知見が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。
- (4) 取締役候補者邸井望氏は、就任以来、経営企画や経理・財務関連の部門を管掌し、当社事業に関して豊富な業務経験を有しており、その専門性と経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。
- (5) 取締役候補者永沢良一氏は、長年、企業信用調査を行う会社において幅広い業務に従事され、その企業の信用調査に関する知識及び経験を当社の経営戦略に反映していただくこと

- を期待するため社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (6) 取締役候補者山本和洋氏は、海外における保険事業の統括経験も有し、保険事業における幅広い知識を有していることから、その知識及び経験を当社の経営戦略に反映していただくことを期待するため社外取締役として選任をお願いするものであります。
 5. 社外取締役候補者永沢良一氏、山本和洋氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 6. 社外取締役候補者永沢良一氏、山本和洋氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準じるものではありません。
 7. 社外取締役との責任限定契約
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者永沢良一氏、山本和洋氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
 8. 社外取締役候補者永沢良一氏、山本和洋氏の当社社外取締役に就任してからの上任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ8年、6年であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急6階
プラネッツルームA



(交通のご案内)

JR渋谷駅 (ハチ公口、南口)
東京メトロ半蔵門線・東急田園都市線渋谷駅 (5番出口)
東京メトロ銀座線渋谷駅
東京メトロ副都心線・東急東横線渋谷駅
京王井の頭線渋谷駅